

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 4 月 4 日
【会社名】	第一精工株式会社
【英訳名】	DAI-ICHI SEIKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小西 英樹
【本店の所在の場所】	京都市伏見区桃山町根来12番地 4
【電話番号】	075 - 611 - 7155
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼財務統括部長 田籠 康利
【最寄りの連絡場所】	京都市伏見区桃山町根来12番地 4
【電話番号】	075 - 611 - 7155
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼財務統括部長 田籠 康利
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 第一精工株式会社 福岡事業所小郡工場 (福岡県小郡市三沢863番地) 第一精工株式会社 東京支社 (東京都港区港南二丁目16番 2 号) 第一精工株式会社 大阪支店 (大阪市北区梅田二丁目 5 番 4 号)

## 1【提出理由】

平成29年3月30日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円 総額167,226,450円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役として、小西英樹、土山隆治、緒方健治、原田隆、田筆康利、後藤信明、遠藤隆吉、原昭彦及び岡田和廣の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、橋口純一、庭野修次及び中田均の各氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額350百万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額45百万円以内とする。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役福元哲巳及び退任監査役角田宗熙の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社で定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。（具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議に一任）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	116,994	523	-	(注)1	可決(99.55%)
第2号議案	112,173	5,344	-	(注)2	可決(95.45%)
第3号議案				(注)3	
小西 英樹	106,505	11,012	-		可決(90.63%)
土山 隆治	108,953	8,564	-		可決(92.71%)
緒方 健治	108,953	8,564	-		可決(92.71%)
原田 隆	108,953	8,564	-		可決(92.71%)
田籠 康利	108,949	8,568	-		可決(92.71%)
後藤 信明	108,953	8,564	-		可決(92.71%)
遠藤 隆吉	108,947	8,570	-		可決(92.71%)
原 昭彦	108,953	8,564	-		可決(92.71%)
岡田 和廣	101,629	15,888	-		可決(86.48%)
第4号議案				(注)3	
橋口 純一	117,314	203	-		可決(99.83%)
庭野 修次	117,390	127	-		可決(99.89%)
中田 均	107,590	9,927	-		可決(91.55%)
第5号議案	117,306	140	71	(注)1	可決(99.82%)
第6号議案	117,297	149	71	(注)1	可決(99.81%)
第7号議案	93,415	24,102	-	(注)1	可決(79.49%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上